

参加表明書作成要領

鹿沼市新庁舎整備基本設計業務の参加表明書の作成及び提出については、下記のとおりとする。

記

1 参加表明書および提出書類による審査

鹿沼市新庁舎整備基本設計について、期限内に参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件に掲げる参加資格要件を満たす者であって、業務実施上の条件に掲げる条件等に適合するもの（該当者が5者を超える場合は、一次審査（提出書類による評価）により、原則として5者を選定する。）に対し、技術提案書の提出を求める。

2 参加表明書に添付する資料

- (1) 参加表明書に添付する資料は10部とし、別添の書式に基づき作成すること。
- (2) 用紙の大きさはA4判縦片面使いとし、左上をホッチキス仮綴とすること。
- (3) 文字サイズは10.5ポイントを標準とすること。
- (4) 別添の各様式の記載に当たっては、記載事項の各欄に該当がない場合には、その旨又は斜線を必ず記入すること。

3 参加表明書記載上の留意事項

(1) 技術職員数・資格（様式第3号）

平成29年10月1日現在の人員を記入すること。

(2) 同種・類似業務実績（様式第4号）

平成9年10月1日以降、元請（共同企業体による受注の場合は、代表企業であるものに限る。）として契約履行を完了した業務のうち、次に掲げる同種又は類似のいずれかの業務実績を有すること。

(ア) 同種業務

地方公共団体が発注した延べ床面積3,000㎡以上の庁舎（窓口業務、執務室及び議場を主としたものに限る。）の新築に関する基本・実施設計業務（基本設計及び実施設計の両方を行う業務をいう。以下同じ。）。なお、他の用途との複合施設の場合は、庁舎用途部分の延床面積が3,000㎡以上のものとする。

(イ) 類似業務1

延べ床面積3,000㎡以上の庁舎（窓口業務、議場のない庁舎も含む、平成21年国土交通省告示第15号別添二に掲げる「建築物の類型」の第四号第2類に該当する。）の新築に関する基本・実施設計業務とする。

(ウ) 類似業務2

平成21年国土交通省告示第15号別添二に掲げる「建築物の類型」の第四号から第十二号までのいずれかに該当し、延床面積3,000㎡以上の建築物の新築に関する基本・実施設計業務とする。

(3) 管理技術者の経歴等（様式第5号）、建築（意匠）担当主任技術者・構造担当主任技術者の経歴等（様式第6号）、電気設備・機械設備担当主任技術者の経歴等（様式第7号）

管理技術者1名及び各分担業務分野にそれぞれ1名の担当主任技術者を配置し、相互にこれらの兼任がないこと。また、管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者は、1級建築士の資格を有する者であること。管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者は、参加者の組織に所属（直接かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有することをいう。以下同じ。）していること。

構造、電気設備及び機械設備の担当主任技術者については、協力企業の構成員として、配置することができる。ただし、本プロポーザルへの参加者を協力企業とすることはできない。

- (4) 参加者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者の経歴等（様式第8号）
提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、下記項目を様式に従い記入すること。
- (ア) 新たに追加する分担業務分野
 - (イ) 新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容
 - (ウ) 分担業務分野を追加する理由
 - (エ) 担当主任技術者の経歴等
- (5) 業務の再委託 協力事務所等（様式第9号）
建築（意匠）分野の業務を再委託することはできない。ただし、主たる業務以外（トレース、透視図、模型等）については、この限りでない。
業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容を様式に従い記入すること。

4 その他

- (1) 提出期限 平成29年10月24日（火）午後5時までとする。
土曜日・日曜日及び祝祭日（以下「休日等」という）を除く。
- (2) 提出場所 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市財務部庁舎整備推進室
TEL 0289(63)2481
FAX 0289(63)2224
メールアドレス chousyaseibi@city.kanuma.lg.jp
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出部数 10部（正本1部、複製本9部）
- (5) 質問受付 質問は、質問書（様式第10号）により行うものとし、電子メールにて質問書を送付（添付）すること。電子メールを送信した際には、その旨、電話にて連絡をし、受信を確認すること。なお、質問書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。
- (ア) 質問の受付担当課：(2)の提出先に同じ
 - (イ) 質問の受付期間：平成29年10月 2日（月）午前9時から
平成29年10月10日（火）午後5時まで（休日等除く）
 - (ウ) 質問に対する回答は、平成29年10月16日（月）午後5時までに、下記の方法で行う。
 - ・電子メール：質問を送信したメールアドレス宛に回答を送信する。
 - ・ホームページ：回答を送信した翌日までに、鹿沼市ホームページに掲載する。
 - ・質問回答は、各社からの質問とその回答をまとめて記載する。
- (6) 審査結果 平成29年11月2日（木）に、参加表明書を提出した全ての者に書面により通知する。
一次選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

5 提出書類の取り扱い

- (1) 提出後の提出書類の追加、修正は認めない。
- (2) 提出書類に記載された技術者は、本業務に係る工事が終了するまで、原則として変更できない。
- (3) 提出書類は、返却しない。